

別添資料①

山形大学附属中学校 部活動に係る活動方針

2022年 4月



山形大学附属中学校
Yamagata University Junior High School

目 次

はじめに

1 部活動の意義について

2 本校の教育目標と部活動に係る活動方針について

3 本校の部活動の特性について

4 適切な部活動の運営と指導について

(1) 部活動の運営について

①設置部と顧問について

②活動日と活動時間について

③活動における留意点について

(2) 部活動の指導について

①「量から質」を目指した効率的・効果的な指導の工夫

②生徒の自主的・自発的な活動の推進と体罰、ハラスメントの根絶

③意図的・計画的な活動運営と活動後の評価（振り返り）の充実

④安全の確保と緊急時対応

⑤保護者・コーチとの連携

おわりに

はじめに

「山形大学附属中学校 部活動に係る活動方針」（平成31年1月策定 以下、「本活動方針」という。）は、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月策定）及び山形県教育委員会が示す「山形県における運動部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中学部編」（平成30年12月策定）に基づき、本校の部活動がより生徒にとって主体的な活動であり、かつ本校教育上効果的な活動であるための総合的な指針として示すものです。

1 部活動の意義について

部活動については、学習指導要領（中学校）「総則」において、「学校運営上の留意事項」として、次のように位置づけられています。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々との協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

上記の内容を踏まえた上で、本校の部活動及び外部活動における教育的意義として、次のような資質・能力を生徒に育むことができると考えます。

- 個性や特性、能力の伸長
- 心身の健全育成
- 学校生活の意欲向上
- 望ましい人間関係の形成
- 責任感や連帯感の涵養
- 愛校心の涵養
- 生涯学習・スポーツの基礎づくり
- 等

2 本校の教育目標と部活動に係る活動方針について

本校の教育目標は、「健康かつ明朗で、豊かな知性と誠実な社会性を持ち、自主的で実践力のある生徒を育てる。」です。その教育目標を踏まえ、次のように部活動のねらい及び基本方針を掲げ、部活動の運営を推進していきます。

【部活動のねらい】

- (1) 一人ひとりの生徒が趣味や特技を育む時間的余裕を保障し、充実した学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の主体的な活動を通して、できるだけ自分たちの力で研究・工夫しながら、

技術の向上や知識の習得を図る。

(3) 学年や学級の枠をこえて、集団としての連帯感を育み、共感的人間関係の構築と規範意識の向上を図る。

【部活動の基本方針】

(1) 生徒の自発的・自治的な活動と運営の能力を養うために、できる限り生徒の主体的な創意工夫と協力性を伸ばす方向で指導する。

(2) 顧問は指導目標と指導計画を持ち、創意を生かし合う活動をさせる指導方法を工夫する。

(3) 部活動の運営については指導部が中心になり、全職員でより望ましい在り方を継続して検討していく。

3 本校の部活動の特性について

前項の【部活動のねらい】，【部活動の基本方針】のもと活動を推進していきますが、様々な面で素晴らしい成績や活躍をしている生徒の活動を支援するためにも、本校では次のような部活動の特性を生徒・保護者の方々に示しています。

◇部活動へは全員加入とする。ただし、部活動以外の活動を行いたい生徒に対しては、外部活動として認め、その活動が可能となるように配慮する。

4 適切な部活動の運営と指導について

(1) 部活動の運営について

①設置部と顧問について

・設置する部活動と顧問は、次の通り運動部11，文化部3とします。

	部活動名	顧問		部活動名	顧問
1	陸上部	水田・蜂谷	8	バレー部	梅津・高橋麻
2	サッカー部	山路・蜂谷	9	剣道部	鈴木・櫻井
3	野球部	多田・蜂谷	10	男子卓球部	矢作・高橋希
4	男子ソフトテニス部	斎藤・大隅	11	女子卓球部	
5	女子ソフトテニス部	大隅・齋藤	12	科学・パソコン部	大沼・教頭
6	男子バスケット部	安孫子・神保・ 金澤	13	美術部	高嶋・教頭
7	女子バスケット部		14	吹奏楽部	渋谷・教頭

・複数顧問制の配置を行い、顧問の役割を分担したり、交代で指導に当たったりすることで、指導の充実と教員の多忙化解消につなげていきます。

・部活動を通して学校生活をより主体的にかつ充実したものにしていくため、職員会議、顧問会議、部長会、部活動検討委員会等を設置し、責任ある組織的な運営体制の下、よりよい部活動に向けて検討を行うとともに、学校全体として管理・運営に努めます。

②活動日と活動時間について

- ・部活動の活動日と活動時間は次の通りです。

	月・水・金	活動時間	完全下校時刻
夏期	3月～9月市新人大会まで	短学級終了15分後～午後5時50分	午後6時00分
冬期	9月市新人大会翌日～2月	短学級終了15分後～午後5時20分	午後5時30分

- ・月，水，金曜日の3日間を部活動日とし，火，木曜日の2日間を生徒活動日とします。
- ・平日は2時間程度，休日は3時間程度の活動になるように配慮します。
- ・休日の活動については計画的で無理のない活動とし，原則，毎週日曜日は休みにします。
- ・長期休業中は，休業日数の最大8割程度の日数で活動可能日を設定します。また，長期休業（夏・冬・春）中の土・日に部活動は基本的に行わないこととしますが，やむを得ず行う場合には，全体の活動日数を鑑みて顧問が計画的な活動と指導を行います。

※ 長期休業中の活動時間 午前：9:00～12:00 午後：12:30～15:30

※ 連休の活動日については，無理のない練習計画を立て活動します。

- ・中学校体育連盟主催の大会やコンクールへの参加等に向けて，部活動強化期間は，1ヶ月前から生徒活動日が申請部活動可能日となり，2週間前から週4日の部活動を原則とし，もう1日を申請部活動可能日とします。

③活動における留意点について

- ・部活動は学校内か認められた場所で，学校のルールに従って行います。
- ・定期テストの3日前から部活動停止で文武両道をめざします。
- ・本校の部活動以外の活動の引率はいりません。
- ・部活動の所属決定にあたっては，生徒一人ひとりの意志で選択し決定させます。その際，3年間継続することが原則です。
- ・所属する部を変更するときには，顧問・学級担任・保護者の方と相談の上，決定後，部活動担当に報告します。
- ・活動時の荷物や着替え等については，年度当初に説明されるルールに従って行うようにします。
- ・始業前の朝練習を部活動として行うことは禁止とします。ただし，朝の活動に関しては，各生徒が目的を持って，必要な活動を行うために有効活用する時間と捉え，個人的に活動することは認めます。けがのないよう十分に注意して行うよう指導していきます。

（2）部活動の指導について

①「量から質」を目指した効率的・効果的な指導の工夫

- ・生徒が部活動以外の諸活動にも積極的に取り組むことができるように，また，心身の疲労や事故防止，教員の多忙化解消等の観点から適切な活動量を考慮し，効率的・効果的な部活動運営に努めます。
- ・運動部においては，中央競技団体から公表される「運動部活動指導の手引き」等を活用し，その競技の特性を踏まえながら，短時間で効果的に技能や記録の向上が図られるよう指導の工夫に努めます。

②生徒の自主的・自発的な活動の推進と体罰，ハラスメントの根絶

- ・生徒自身の主体的な運営が行われるように、「教える」（指導・指示）ではなく、主体的に「学ぶ」（支援 ※引き出し・見守り・励まし・褒める等）ことを大切に、部活動運営に努めます。
- ・顧問は、部活動の指導場面のみならず、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰及びハラスメントを行わないよう「しない，させない，許さない」を大切に、学校全体として体罰，ハラスメントの根絶を徹底します。

③意図的・計画的な活動運営と活動後の評価（振り返り）の充実

- ・学校における部活動のねらい及び基本方針に従って、各部ごと活動計画等を作成します。
- ・作成した部活動の運営方針及び活動計画等を本校のホームページにて公表します。
- ・大会やコンクール，練習試合等の活動後には，適時，生徒・顧問の両方の視点から評価（振り返り）を行い，活動の改善・充実に努めます。

④安全の確保と緊急時対応

- ・顧問は，事前に生徒に安全に対して注意を促し，安全を第一に計画的に指導に当たり，生徒の成長や体調等の個人差に十分配慮しながら活動に努めます。
- ・活動場所，施設，備品及び用具等の安全点検については，安全教育の視点から生徒・顧問の両方の視点から行います。
- ・熱中症対策（環境省の熱中症予防サイトや WBGT 値の実測をもとにした中止や見直し等の対応）やアナフィラキシー・ショック対策（食事直後の部活動での生徒把握），落雷事故対策（気象庁の HP や天気予報での確認，雷鳴時の安全な場所への避難），AED の確認等を行いながら事故の未然防止及び生徒の健康管理・安全管理に努めます。
- ・事故が発生した場合に備え，対応と救急連絡について確認しておき，事故発生時は早急な対応に努めます。また，発生後は原因を分析し，安全管理と指導の在り方について再点検し，再発防止対策を講じます。

⑤保護者・コーチとの連携

- ・保護者会を適時開催し，目標や運営方針，活動計画・内容，費用等について，保護者やコーチの方々と理解を図りながら協力体制の確立に努めます。
- ・保護者の方々に対して年度当初，部活動に関する県中学校校長会申し合わせ事項について，内容の周知を図ります。

おわりに

スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月策定）及び山形県教育委員会が示す「山形県における運動部活動の在り方に関する方針中学校・特別支援学校中学部編」（平成30年12月策定）を踏まえ，本活動方針が具現化されるよう努めていきます。また，中央競技団体からの運動部活動における指導の手引きより，その競技のフィロソフィーを大切に，技術指導での活用を図りながらより充実した生徒主体の活動を推進していきます。

なお，上記方針は2019年4月1日より実施します。また，本校の生徒の諸活動の多様性や教員の働き方改革等を考慮すると，本校の部活動の加入の在り方について，今後変更していくことを検討していくことが必要だと考えています。